



www.alpajapan.org

日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

Date 2002.02.14 . No 26 - 32

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5 - 11 - 4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office@alpajapan.org

ICAO ANNEX13 事故調査に関する国際標準「記録の非開示」条項 事故調査資料を「事故調査以外には利用させない」

= 非開示を強化する方向、の改訂を打診中 (ICAO 事務局)

現在 ICAO では、航空事故調査に関わる国際的な取り決めである ICAO Annex13 の改訂 (第 10 版) に向けて検討が進められ、この改訂案では、5.12 条項の「記録の非開示」の中でも特に CVR (Cockpit Voice Recorder) データに関して、保護策も含めこれまで以上に「非開示」を原則とする方策を提案しています。

「記録の非開示」に関しては、従来から IFALPA も事故調査の弊害となる「事故調査以外への利用」を行なわないよう関係当局に求めていましたが、今回の改訂は、この方向に沿ったものであると言えます。

ICAO 事務局では、この改訂案に関し ICAO 条約加盟各国からの意見を求め、昨年 12 月までに具体的な回答するよう求めていたことから、日乗連では「日本政府として今改訂を積極的に支持し、改訂趣旨を国内法規および関係諸規則に早急に反映させるよう」要請してきました。(裏面参照) 事故調査委員会は非公式にですが、「基本的考えは同じ」と賛意を示しています。しかし、2月上旬現在、法務省・警察庁と、国交省との間で調整がつかず、外務省からは未だ ICAO 事務局に対して返答をしていないとのこと。やはり「覚書」による事故調査への介入に警察庁がこだわっているからでしょうか。

日本での「事故調査の刑事裁判への流用」は条約違反

世界の潮流は事故調査と刑事捜査の厳格な分離

日本は政府として決断すべき時

日本政府は、現在でも ICAO ANNEX13 を相違通告なしに全面的に批准しているにもかかわらず、JAL706 便事故で調査報告書を刑事裁判に流用したことに象徴されるように、条約違反の状態を放置しています。その根底には、事故調査報告書を「嘱託鑑定書」として警察当局に提出するよう、警察庁長官と運輸事務次官 (当時) との間で「覚書」及び「細目」が取り決められているためですが、これを放置しては、真の事故原因究明が妨げられ、航空の健全な発展は望めません。

ニュージーランドでは「CVR を刑事捜査に使用してはならない」と法制化された (1999 年) のに続き、オーストラリアなどでも同様の法制化の検討が進められています。

そして今 ICAO 改訂の主眼も、この流れを世界的に進めるものであることは間違いありません。



ん。事故の再発防止を最優先の重要課題とし、事故調査の弊害となる様々な障害を排除しようとする世界の潮流に日本が立ち遅れることは許されません。

私たちは、事故の再発防止を願う利用者・国民の声を背景に、ICAO 条約の今改訂を実現させ、日本においても事故調査が最優先され、ICAO 条約の趣旨に合致するよう警察との「覚書」や「細目」が見直されるよう取り組んでいきます。

国土交通省 航空局長
洞 駿 殿

2002年11月07日
日乗連発第 26-05 号

写し：航空・鉄道事故調査委員会 委員長 佐藤 淳三 殿
外務省条約局国際経済第 2 課 課長 道上 尚史 殿
警察庁長官 佐藤 秀彦 殿

日本乗員組合連絡会議
議長 林田 幹男

ICAO Annex13「記録の開示」第 10 版改定案について（要請）

日本乗員組合連絡会議は、日本の定期・不定期航空運送事業で働く運航乗務員（機長、副操縦士、航空機関士）の 95%、約 5400 名で組織する団体で、主に航空の安全ならびに運航乗務員の労働条件向上のため活動を行っております。また、国際定期航空操縦士協会（IFALPA：世界 95 カ国約 10 万人の運航乗務員で構成）に加盟している唯一の国内組織でもあります。

さて、航空事故調査に関わる ICAO Annex13 は、現在第 10 版に向けて ICAO 内で検討が進んでおりますことはご高尚のとおりです。

ICAO Annex13 5.12「記録の開示」に関しては、IFALPA はもとより日乗連も永きにわたり、事故調査の弊害となる「事故調査以外への利用」を行なわないよう関係当局に求めてまいりました。

IFALPA は ICAO 内の航空委員会の中で、今回の改訂についても、乗員として航空の安全性向上の立場から意見を述べてまいりました。

ICAO 委員会の努力により、10 版に向けての改訂案では、「記録の開示」の中でも特に CVR（Cockpit Voice Recorder）データに関して、保護策も含めこれまで以上に「開示」に対して慎重な方策を提案しております。

この改定案に関し 2002 年 12 月までに ICAO 事務局（資料別添）に対し、具体的な回答を行なわれる予定かと理解しておりますが、回答に際しては以下の配慮をなされるよう要請いたします。

1. 航空の安全性向上の観点から、Annex13.5.12 改訂案の趣旨を尊重し、ICAO 事務局案に対して積極的な支持を表明していただきたい。
2. また付属書の発行を待つことなく、改定趣旨を日本の国内法規および関係諸規則に早急に反映させていただきたい。
3. 特に、警察庁と（旧）運輸省間で交わされている「覚書」については、第 10 版改訂案の趣旨に沿うべく、抜本的な見直しを検討していただきたい。

具体的には、警察は現場保全・秩序維持および人命救助に徹し、事故調査は事故調査委員会が主体的に行う。司法捜査と事故調査を区分するべく、警察からの鑑定囑託は行わない。これにより Annex13.5.12 改定案（標準）を満足すると考えます。

4. CVR 記録の保護が確実となるよう、罰則も含めた具体的方策を検討していただきたい。

以上、上記項目は IFALPA も含めた世界中のエアライン乗員の総意とご理解の上、早急にご検討くださいますようお願いいたします。